【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成27年2月20日

【英訳名】 ZAOH COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土 方 孝 悦

【本店の所在の場所】 東京都江東区毛利一丁目19番5号

【電話番号】 03(5600)0311(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 沓 澤 孝 則

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区毛利一丁目19番5号

【電話番号】 03(5600)0311(代表)

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 116,577,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証 券届出書において「発行価額」という。)の総額で あり、平成27年2月13日(金)現在の株式会社東京 証券取引所における当社普通株式の終値を基準とし て算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当 社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成27年2月20日(金)開催の取締役会決議によります。
 - 2 平成27年2月20日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式326,000株の一般募集(以下、 「一般募集」という。)及び当社普通株式374,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出 し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、100,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主よ り借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによ る売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和 証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。 大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出 しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、 当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。 また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年3月19日(木)までの間(以下、「シンジ ケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、 株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を 行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。 なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を 全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカ バー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権 により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな い場合があります。

3 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	100,000株	116,577,000	58,288,500
一般募集			
計(総発行株式)	100,000株	116,577,000	58,288,500

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連 して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであ ります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	100,000株
払込金額の総額	116,577,000円
割当てが行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり

- 2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上 げます。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額と します。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成27年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成27年3月19日(木)	該当事項なし	平成27年3月24日(火)

- (注) 1 発行価格及び資本組入額については、平成27年3月2日(月)から平成27年3月5日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
 - 2 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については、割当を受ける権利は消滅します。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
蔵王産業株式会社 本店	東京都江東区毛利一丁目19番 5 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町一丁目 1 番

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
116,577,000	2,000,000	114,577,000	

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年2月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限114,577,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額369,041,020円と合わせた手取概算額合計上限483,618,020円について、当社配送センター及び船橋営業所の施設建替に係る設備投資資金の一部として、平成28年3月末までに480,000千円、平成29年3月末までに残額をそれぞれ充当する予定であります。

なお、実際の支出までは当社名義の銀行預金口座にて適切に管理いたします。

当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】

第三部 【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第58期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)現在、以下のとおりとなっております。

会社名		設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達	着手年月	完了予定	完成後の
云紅石	(所在地)	は何の内台	総額	既支払額	方法	有 于十月	年月	増加能力
提出会社	配送センター 及び船橋営業所 (千葉県船橋市)	物流及び販売 設備の建替	800,000		増資資金及び 自己資金等	平成27年 10月	平成28年 9月	1,619㎡拡充

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第58期事業年度)及び四半期報告書(第59期第3四半期) (以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出 日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じておりま す。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク]

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)</u>現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業界の経済状況

当社グループが販売している環境クリーニング機器業界の需要は、国内の景気全般、とりわけ製造業の国内設備投資動向とビルメンテナンス業界の企業業績の影響を受けます。

製造業

製造業において、ISOやHACCPの認証取得や、5 S・6 S 運動の一環として機器を導入する場合には景気動向の 影響をあまり受けないものの、一般には設備投資意欲の低下や企業業績悪化に伴い機器の導入を見送ったり、買 換サイクルが長くなることで、当社グループの業積に影響を及ぼす可能性があります。

ビルメンテナンス業

当社グループでは、従来より価格競争に巻き込まれない、機能において差別化できる商品の開発を進めております。

しかしながらビルメンテナンス業者にとって当社グループの商品は生産財にあたりますので、景気や企業の業績が悪いからといって機器の導入を取りやめることはないものの、顧客の価格敏感性が高まることから、一部の商品で価格競争が激化します。そのため、当社グループの利益率に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替レートの変動

当社グループの取扱商品は、約75%が欧米や中国メーカーからの輸入品であります。輸入仕入の支払は全て外貨建で行っており、平成26年3月期における通貨別の割合はユーロが29.2%、米ドルが70.6%、ポンドが0.2%でありました。

当社グループでは為替変動によるリスクヘッジとして、為替予約や為替レートを織り込んだ新商品へのシフト等により、為替変動による影響を最小限にとどめるようにしておりますが、一般的にはユーロ高、ドル高は仕入コストを押し上げることとなり、当社グループの利益率を低下させ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 商品開発力

当社グループでは、他社にない優れた商品及び価格競争力のある商品を継続的に開発していくことが業績拡大の 鍵となります。

今後も市場にニーズがあると見込まれる商品をいち早く発掘し、市場を創っていくことを継続できると考えておりますが、当社グループが業界の市場をつかみきれず、機能もしくは価格面で魅力のある新商品を継続的に開発できないときは、将来の成長と収益性を低下させる可能性があります。

(4) 特定の海外メーカーグループとの取引

平成26年3月期における当社グループの海外仕入のうち、中国のクリーンパワー社からの仕入が23.7%及びイタリアのIPクリーニング社グループからの仕入が19.0%占めております。

当社グループではリスクヘッジと商品力の観点から、他メーカーからも同一カテゴリーの商品の仕入を行っておりますが、今後何らかの理由により、同社からの仕入がストップした場合には、一時的に当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 輸入品の調達期間と販売の機会損失

当社グループの出荷前商品は、全て船橋の配送センターで保管されております。同建物及び保管商品には災害に備えて保険を付しておりますが、輸入が主体であるため、もし保管商品がダメージを受けますと次の商品入荷まで約2ヶ月を要します。その期間中は、重点販売商品を国内仕入商品にシフトするとともに、数ヶ月先の受注活動に力を入れることで、業績への影響を最小限に留めることができると考えておりますが、これらの調達期間の長期化が当社グループの業績へ悪影響を与える可能性があります。

(6) 商品の欠陥

当社グループが販売している商品の製造物責任は、一義的に製造メーカーが負いますが、輸入商品に関しては販売者である当社グループも製造物責任を負います。当社グループでは販売前に、安全性に関するテストを行い、当社グループの安全基準に合格したものだけを販売しておりますが、全ての商品に欠陥がなく将来製造物責任を問われることがないという保証はありません。

また、商品の警告表示や取扱説明の瑕疵等に起因する事故が発生する場合、当社グループが責任を負う可能性があります。

そのため当社グループでは、不測の事態に備えて製造物責任保険を付しております。しかし、損害賠償額が保険で補償される金額の範囲内で納まるとは限りません。万一、当社グループに損害賠償責任が生じた場合、メーカーに対し求償を行うにせよ、場合によっては賠償費用を当社グループが負担せざるを得なくなることで、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 土地の含み損

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき再評価を行った事業用所有地については、その後の地価下落により、平成27年3月期第3四半期末において1,157百万円の含み損が発生しております。現在これらの事業用所有地に遊休状態になっている物件はありません。また、これらの事業用所有地を売却する方針はありませんが、仮に売却等した場合には、含み損が実現し、当社グループの財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の確保

当社グループは、現場密着型の提案(実演)販売という営業スタイルをとっており、これが競合他社との差別化に繋がっております。そのため、今後も事業規模を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠となっております。当社グループではこのような認織のもと、新卒・中途を問わず積極的かつ効率的に採用活動を継続してまいりますが、業容拡大に対して十分な人員を確保できなかった場合には、実演販売の機会等が減少することで当社グループの業績へ悪影響を与える可能性があります。

(9) 仕入契約

当社グループは、これまで培った日本国内での販売実績等を背景として、主に海外メーカーとの仕入価格や仕入数量等の交渉を有利に展開するため、仕入開始にあたって基本契約書を締結しておりません。現在、こうしたいわゆる紳士協定での取引関係において問題は発生しておらず安定的な仕入を確保できておりますが、今後におきまして仕入先各社の経営方針等に変更が生じ、当社グループが基本契約書を締結せざるを得ない事態が起きた場合は、当社グループに不利な条件を承諾させられる可能性があり、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10)自然災害等

地震等の自然災害、また大規模事故やテロといった当社グループで予測不可能な外的要因により、営業拠点及び配送センター等が壊滅的な損害を受ける可能性があります。そのような場合、当社グループにおける出荷や販売体制に影響が及び一時的に売上が低下する等、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第58期事業年度)の提出日(平成26年6月30日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年2月20日)までの間において、平成26年6月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社は、平成26年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金24円 総額140,129,328円
- ロ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款に第29条及び第40条を新設するものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件 取締役として、金子勝介を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成(反	結果及び 対)割合 %)
第1号議案 剰余金の処分の件	38,459	77	0	(注) 1	可決	99.80
第2号議案 定款一部変更の件	38,445	91	0	(注) 2	可決	99.76
第3号議案 取締役1名選任の件	38,042	494	0	(注) 3	可決	98.72

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第58期)	自至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自	平成26年10月 1 日	平成27年2月12日
	(第59期第3四半期)	至	平成26年12月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

第六部 【特別情報】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

蔵王産業株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 前 田 啓

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている蔵王産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する 内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見 積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、蔵王産業株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、蔵王産業株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、蔵王産業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

蔵王産業株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 前 田 啓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている蔵王産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、蔵王産業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月9日

蔵王産業株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

指定有限責任社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 業 務 執 行 社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている蔵王産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、蔵王産業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。